

自治基本条例の検討項目一覧

No	大項目	小項目	内 容
1	前文		・自治体の歴史や自然環境などの特色 ・条例制定の由来や背景 ・自治やまちづくりの方向性、理念 など
2	総則	目的	・条例制定の目的
		定義	・条文に頻出する用語の意味を明確にし、解釈上の疑義をなくすために規定するもの ・「市民」「まちづくり」「参画」「協働」など広義に解釈される用語の定義
		条例の位置付け	・条例が自治体運営の基本的な原則であり、その趣旨を最大限尊重しなければならないという旨を規定するもの ・他の条例や規則の制定・改廃や計画等の策定・変更などを行う際には、自治基本条例との整合性を図るという旨を規定するもの
3	基本原則	基本原則	・自治やまちづくりを推進するための基本理念や基本原則(基本的な考え方)を規定するもの
4	市民の権利と役割	市民の権利	・自治やまちづくりにおいて市民が主体的・積極的に関わる権利や役割を規定するもの
		市民の役割	
		子どもの権利	・子ども(未成年者)が、まちづくりに参加できるよう配慮する旨を規定するもの
		事業者等の社会的責任	・事業者の役割や責務を規定するもの
5	議会の役割	議会及び議員の役割	・議会や議員の立場から自治やまちづくりに寄与する役割を規定するもの
6	行政の責務	行政の責務	・自治体の行政事務を管理執行する執行機関全体を通して共通する役割や責務を規定するもの
		市長の責務	・まちの代表として、自治やまちづくり推進するための市長の権限や責務を規定するもの
		職員の責務	・自治やまちづくりの重要な担い手である職員の役割や責務(心構え)を規定するもの
7	行政運営	総合計画	・総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための最高位の計画として位置付けるとともに、その計画を策定するための根拠を規定するもの
		人事・組織	・市民に分かりやすく、有用な組織体制を編成する旨を規定するもの
		財政運営	・長期的な視点に立った予算編成を行うとともに、計画的な財政運営を行う旨を規定するもの ・毎年度の予算及び決算、その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表する旨を規定するもの
		行政手続	・適切な行政手続を行い、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図る旨を規定するもの
		行政評価	・行政評価を実施するための根拠として規定するもの
		政治倫理	・市政の公正及び透明性を確保するため、市長や議員等が政治倫理の遵守、向上に努めなければならない旨を規定するもの
		法令遵守・公益通報	・市政の適正な運営のため、法令遵守に取り組まなければならない旨を規定するもの ・市政の違法行為について、職員等からの通報を受ける体制を整備する旨を規定するもの

自治基本条例の検討項目一覧

No	大項目	小項目	内 容
7	行政運営	政策法務	・市政運営のために必要な条例等の制定改廃を適切かつ積極的に行う旨を規定するもの ・信頼される市政を確立するにあたって、法令等の遵守のための体制を整備する旨を規定するもの
		外郭団体	・市の外郭団体等について、適正な運営を維持するために必要な指導等を行う旨を規定するもの
		危機管理	・市が市民の生命等の安全を確保するための体制を整備する旨を規定するもの
8	情報共有	情報の共有	・市民に対して市政情報を積極的かつ迅速に市民へ公開及び提供する旨を規定するもの ・市が市民と情報を共有するための仕組みづくりについて規定するもの
		個人情報の保護	・市が個人情報を適正に取り扱うとともに、その利用や情報提供等に関し適切な保護措置を講じる旨を規定するもの
		説明責任	・政策や事業等について、市民に分かりやすい説明を行う旨を規定するもの
9	参画と協働	付属機関等の運営 審議会等	・市が設置する付属機関等について、市民委員を参画させることや、一部の委員を公募により選任する旨を規定するもの
		住民投票	・市政に関し、特に重要な事案について、直接市民の意思を確認する手法である住民投票が実施できる旨や、その結果の取扱いについて規定するもの
		パブリックコメント	・市の重要な政策等について、市民から広く意見募集(パブリックコメント)を行う旨を規定するもの
		市民自治組織の設置と支援 地域委員会の設立と支援	・地域づくりを行う市民組織についての規定や、市がその団体を支援する旨を規定するもの
		市民からの施策提案 まちづくり市民会議の開催等	・市民が行政の課題を洗い出す「まちづくり市民会議」について規定するもの。
		まちづくりに関する住民の 満足度調査	市民のまちづくりに関する満足度を調査し、様々な分野の施策に市民の意見を反映するために、アンケート等の意識調査を行う旨を規定するもの
		市民活動の支援 市民活動センターの設置 等	・地域の課題解決に向けて、住民自らが取り組むことについて、市が支援する旨を規定するもの
10	国、県及び他の自治体等との協力	国、県及び他自治体との 協力	・国、県等と共通する課題の解決を図るため、対等な関係で相互に協力し連携にする旨を規定するもの ・共通する課題あるいは広域的な課題の解決を図るために、周辺自治体と相互に協力し連携する旨を規定するもの
		他地域との交流	・国内外の地域や団体との連携・協力を深めて、開かれた視野、得られた情報や知恵等をまちづくりに生かす旨を規定するもの
11	その他	条例の推進と見直し	・条例が役割を十分果たすよう見直しや改善を確実に実施する旨を規定するもの
		委任	・条例の施行に関し、必要な事項を別に定める旨を規定するもの